

47公第4946号  
昭和47年6月5日

各通商産業局長 殿

通商産業省公益事業局長

電気工事士法施行規則第4条四号の通商産業大臣が定める資格に  
ついて

上記の件について、別添写しのとおり各都道府県知事あてに通知したので、よろしく願います。

(別添写し)

47公第4946号  
昭和47年6月5日

殿

通商産業省公益事業局長

電気工事士法施行規則第4条四号の通商産業大臣が定める資格に  
ついて

沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法（昭和44年法律第47号）第19条第1項の規定に基づいて琉球政府の行った電気工事人の講習を修了した者に対しては、従来、同法同条同項の規定に基づき、電気工事士法（昭和35年法律第139号）第4条第1項の電気工事士免状を交付することができましたが、上記暫定措置法は、沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律（昭和46年法律第130号）第16条の規定により沖繩の復帰の日をもって廃止されました。

ついては、上記講習を修了した者については、今後は、電気工事士法施行規則第4条第4号に基づき、電気工事士の認定を受けることができる資格を有する者とするとし、その旨を昭和47年6月通商産業省告示第300号で官報に告示したので通知します。

なお、当該講習修了者に対する電気工事士免状の交付は、電気工事士法第4条第2項第三号の規定に基づき、都道府県知事の認定のうえ行うこととなりますので留意してください。

また、その認定の申請に関しては、当該講習の修了証（昭和46年9月28日付け46公局第753号別紙参照）を添付させることとしてください。